

宮城県地域公共交通活性化協議会事務局規程

（施行）

第1条 この規程は、宮城県地域公共交通活性化協議会第12条の規定に基づき、宮城県地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 事務局は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項。

（職員等）

第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

2 事務局長は、地域交通政策課長をもって充てる。

3 事務局員は、地域交通政策課職員をもって充てる。

（専決事項）

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他協議会の運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品および現金の出納に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

（文書の取扱い）

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、宮城県において定められている文書の取扱いの例による。

（公印）

第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は別表のとおりとする。

2 協議会の公印の保管、取扱い等については、宮城県において定められている公印の取扱いの例による。

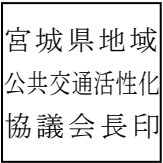
（委任）

第7条 この規程に定めているもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月4日から施行する。

別表

名称	形状	寸法 (ミリメートル)	用途	個数	管理者
宮 城 県 地 域 公 共 交 通 活 性 化 協 議 会 長 印		方 21	会 長 名 を も つ て 発 する 文 書	1	事 務 局 長